

### 7月11日(日)は 参議院議員選挙の投票日

公示日 6月24日(木)  
投票日当日、ご都合の悪い方は、期日前投票をご利用ください。

- 期間 6月25日(金)～7月10日(土)
- 場所 町民会館
- 期間 7月7日(水)～10日(土)
- 場所 ▶武蔵野コミュニティセンター  
▶箱根ヶ崎駅東西自由通路

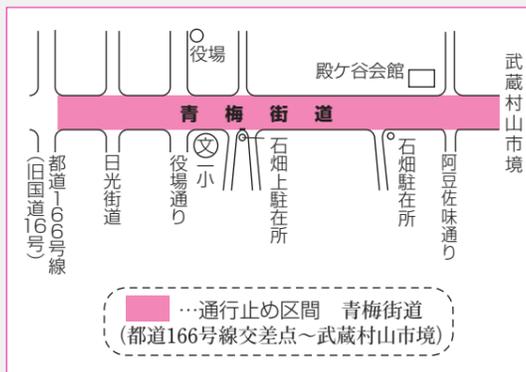
※時間は午前8時30分～午後8時

問合せ 選挙管理委員会(総務課内)  
☎ 557-0614

### 夏まつり交通規制

次の通り交通規制を行います。迂回にご協力ください。

日時 7月4日(日) 午後2時15分～6時30分



問合せ 地域振興課 ☎ 557-7610

### みずほサマーフェスティバル 参加者募集

日時 8月14日(土) 午後1時30分～8時30分  
※雨天の場合は、15日(日)に順延します。

場所 役場西側道路周辺

対象

- ▶瑞穂音頭流し踊り参加団体
- ▶模擬店出店者

申込み

7月1日(木)から16日(金)までに観光協会(商工会)へ  
☎557-3389



### 災害・防犯・行政情報の メール配信サービス

町では、携帯電話やパソコンに災害情報、防犯情報、行政情報を電子メールで配信しています。

災害情報としては、5月27日から開始された、気象庁による市町村単位の警報についても配信します。なお、災害情報のみ、24時間の配信となります。

配信をご希望の方は、次のアドレスに空メールを送信し、返信メールからご登録ください。

災害情報の  
メールアドレス  
mizuho.saigai  
@mpme.jp

防犯情報の  
メールアドレス  
mizuho.bouhan  
@mpme.jp

行政情報の  
メールアドレス  
mizuho.gyousei  
@mpme.jp

問合せ 秘書広報課 ☎ 557-7497

### 景観に関する アンケート

今年度、町では景観基本計画の策定を予定しています。この計画は、町内の自然景観や歴史的景観、都市的景観などを取りまとめ、今後の景観施策の参考としていくものです。

そこで、町民の皆さんの景観に対するご意見を伺いたくアンケートを実施します。アンケート用紙および回収箱は、役場ほか10カ所の公共施設(詳しくはお問い合わせください)に設置します。また、アンケート用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

併せて、「瑞穂町のこの景色がすばらしい」「この景観はぜひ保存したい」という場所がありましたら、写真(プリント版またはデジタル版(JPG形式))提供または、情報をお知らせください。写真・情報提供は、都市計画課へお持ちいただくか、郵送またはメールでお送りください。

提供いただいた情報は、景観基本計画策定の参考とさせていただきます。なお、写真はお返ししませんのでご了承ください。

募集期間 7月1日(木)～30日(金)  
都市計画課  
☎ 557-0599

メールアドレス toshikei@town.mizuho.tokyo.jp

### ●平成21年度「町長への手紙」項目別内訳

( )内は件数です

主な項目	件数	内訳
町の施策	35	福祉関係(10)、教育関係(5)、ホームページ(5) など
道路や公園などの設置・整備	11	道路・河川(5)、公園(4) など
環境	11	ゴミ関係(6)、草・樹木(3) など
職員	8	職員の接遇(5)、職員の採用(1) など
公共施設の設置・整備	7	図書館(2)、テニスコート(2) など
防災・防犯	6	防災無線(2)、防犯灯(1) など
交通	3	八高線の要望(2)、バス(1)
横田基地	3	騒音(3)
その他	18	PR(3) など
合計	102	メール(76)、手紙(11) など



平成21年度は98通、102件の「意見・ご要望」を頂きました。その内容としては、町の施策についての意見が数多く見られました。具体的には、福祉や教育に関するものが多く、町民の方々の関心の高さが伺えます。また、職員の接遇に対する意見もありました。接遇については、引き続き研修等を行い、親しまれる役場職員を目指し努力していきます。その他、多岐に渡り貴重な「意見・ご要望」をいただきました。引き続き皆様からの「町長への手紙」をお待ちしています。

問合せ

秘書広報課  
☎ 557-7497  
FAX 556-3401

町では、「町長への手紙」を利用して、お寄せいただいた「意見・ご要望」の内容を十分精査し、できるかぎり町政に反映していくよう努めています。

○町長への手紙を出すには  
手紙の用紙は、役場、コミュニティセンターなどの町の施設やJR箱根ヶ崎駅に用意してあります。また、ファクスや町ホームページからもお寄せいただけます。

○回答は  
お寄せいただいたお手紙の中で、住所、氏名を明記されている方には書面にて回答(郵送)します。メールでお寄せいただいたお手紙についても同様とし、メールでの回答はしません。

また、無記名の場合や個人への中傷、個人情報に関するものについては、回答できませんので、ご了承ください。

ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

### 平成21年度

# 『町長への手紙』 内容等を紹介しします

町では、「町長への手紙」を利用して、お寄せいただいた「意見・ご要望」の内容を十分精査し、できるかぎり町政に反映していくよう努めています。

### 都立野山北・六道山公園連絡橋工事について

野山北・六道山公園整備工事の一環として標記工事を行います。この工事期間中に、町道2号線は延べ30日間の全面通行止めを行う予定です。ご協力をお願いします。

工事件名 野山北・六道山公園連絡橋下部工事  
野山北・六道山公園連絡橋上部工事  
野山北・六道山公園連絡橋外構工事

工事期間 7月～平成23年3月下旬

問合せ 東京都建設局 西部公園緑地事務所  
工事課 野山北・六道山公園建設担当係  
☎ 0422 (47) 1204



## 平成22年度国民健康保険税の改正について

### ① 限度額および税率の改正

町では、数年かけて段階的に4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から2方式（所得割・均等割）へ課税制度の変更を進めています。

今年度につきましては、次のように国民健康保険税の限度額および税率を改正しました。

税率等		平成21年度	平成22年度
医療分	所得割	4.0%	4.15%
	資産割	15.0%	10.0%
	均等割	1万3,000円	1万4,500円
	平等割	1万円	6,800円
	賦課限度額	47万円	50万円
後期高齢者支援分	所得割	1.0%	1.0%
	資産割	—	—
	均等割	4,000円	4,400円
	平等割	—	—
	賦課限度額	12万円	13万円
介護分	所得割	0.8%	0.88%
	資産割	2.0%	—
	均等割	8,000円	9,200円
	平等割	2,700円	1,300円
	賦課限度額	9万円	10万円

問合せ 税務課 TEL557-7519

### ② 解雇などによる失業者の特例

平成22年度より、次の要件すべてに当てはまる方の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

該当する方は雇用保険受給者証をお持ちの上、住民課国保年金係で手続きしてください。

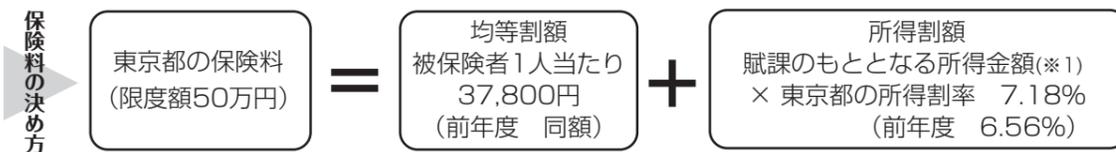
#### 要件

- 平成21年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っている
- 離職日以後、国保以外の医療保険（会社の健康保険等）に加入したことがない（任意継続被保険者の場合は除きます）
- 雇用保険受給資格者証の「理由」欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである

問合せ 住民課 TEL557-7578

## 平成22年度後期高齢者医療保険料について

平成22年度の保険料および軽減措置が決定しました。7月中旬に保険料決定通知および保険料納入通知書（年金からの引き落としや口座振替での納付でない方）が送付されます。



※1 賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

### 保険料の軽減について

所得に応じて、保険料の軽減があります（軽減には確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です）。

#### ① 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「所得金額の合計額」（65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します）をもとにした軽減があります。

#### ② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。

#### ③ 会社の健康保険など（国保・国保組合は除きます）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除きます）の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額（年額3,700円）となります。

#### ① 均等割額の軽減基準

所得金額の合計が次の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額（33万円）	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
基礎控除額（33万円）+（24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く））	5割
基礎控除額（33万円）+（35万円×被保険者の数）	2割

#### ② 所得割額の軽減基準

賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得） 年金収入のみの場合	軽減割合
15万円（年金収入168万円）まで	全額
20万円（年金収入173万円）まで	7.5割
58万円（年金収入211万円）まで	5割

### 後期高齢者医療の「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付している「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月1日以降の新しい証は7月中に送付します。

#### 1 被保険者証について

○被保険者証の色が変わります。

旧) 有効期限：平成22年7月31日 → 白色 新) 有効期限：平成24年7月31日 → 藤色

○被保険者証の更新に当たり、平成21年中の収入・所得（平成22年度住民税課税所得）をもとに負担区分を再判定しています。このため、平成22年8月1日以降は、「一部負担金の割合」が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

#### 2 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

○減額認定証は、8月以降も証の色（白色）は変わりません。

○平成21年中の所得をもとに負担区分を再判定しているため、平成22年8月1日以降は、「適用区分」が変更になる場合があります。

○負担区分の再判定により、平成22年8月1日以降は減額認定証の対象者に該当しなくなる場合がありますので、減額認定証の有効期限には特にご注意ください。

#### 3 特定疾病療養受療証について

○特定疾病療養受療証は、有効期限がありません。従前のものを引き続きご使用ください。

問合せ  
▶保険料について 住民課 TEL 557-7578  
▶制度について 広域連合お問合せセンター  
TEL 0570-086-519（ハローコウイキ）

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ  
フレッシュランド西多摩  
TEL570-2626  
ホームページもご覧ください

### 回数券20%割引販売

期間 7月9日(金)～19日(祝)

料金 11回分のお得な回数券（3時間利用）をさらに20%OFF

区分		通常価格	→	割引価格
瑞穂町、青梅・福生・羽村市在住の方	大人	5,000円	→	4,000円
	子ども	2,500円	→	2,000円
そのほかにお住まいの方	大人	8,000円	→	6,400円
	子ども	4,000円	→	3,200円

### 野菜直売会 瑞穂町や近隣市で取れた新鮮な野菜を販売します。

日時 7月7日(水)～9日(金)・14日(水)～16日(金)・21日(水)～23日(金)  
午後4時～6時

場所 フレッシュランド西多摩 多目的施設（体育館）前

## 夏の事故にご注意！

暑さが本格的になるこれからの季節は、水に接する機会が多くなり、水による事故が増える時期です。

海やプールなどでは、子どもから目を離さないようにしましょう。

また、炎天下では、長時間のスポーツを避け、動いていなくても水分補給を行って熱中症を防ぎ、楽しい夏を過ごしましょう。



## 振り込め詐欺にご注意！

振り込め詐欺の被害が増加傾向にあります。

- 息子や孫を名乗る者から、携帯電話の番号が変わった・携帯電話を壊した
  - 警察官や銀行員を名乗る者から、あなたのキャッシュカードが振り込め詐欺に利用された。暗証番号を教えてください
  - こんな電話がかかってきたら、すぐに110番してください。
- 家族や近所の方にも伝えていただき、被害防止にご協力をお願いします。

問合せ 地域振興課  
TEL 557-7610

問合せ 福生消防署予防課  
TEL 552-0119